

## 第22期第8回福島海区漁業調整委員会議事録

I 日 時：令和4年4月19日（火） 13：30～14：15

II 場 所：相馬会場（主会場） 福島県水産資源研究所 3階会議室  
(相馬市光陽一丁目1番14)  
いわき会場（副会場） 福島県水産会館 1階研修室  
(いわき市中央台飯野4丁目3-1)

### III 次 第

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 出席状況報告
- 4 議事録署名人選出
- 5 議 題

#### （1）議案

- 議案第1号 沖合たこかご漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準を定める件（諮問・答申）  
議案第2号 沖合たこかご漁業の許可の有効期限を短縮する件（諮問・答申）  
議題第3号 かご漁業のうち沖合たこかご漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について（協議）

#### （2）報告事項

第37回太平洋広域漁業調整委員会の結果について

#### 6 閉会

### IV 委員の定数 15名

### V 出席者

#### 1 委 員（15名）

##### （1）出席者 14名

今野 智光	会長	鈴木 哲二	会長代理	今泉 浩一	委員
狩野 一男	委員	平 仁一	委員	永瀬 哲浩	委員
森田 政利	委員	山下 博行	委員	渡邊 登	委員
吉田 康男	委員	川邊 みどり	委員	(WEB参加)	

久保木 幸子 委員 渡邊 千夏子 委員 (WEB参加)  
宮下 朋子 委員 (WEB参加)

(2) 欠席者 1名  
吉田 数博 委員

## 2 知事部局及び海区漁業調整委員会事務局

所属及び職名	氏名
水産課長（併）海区事務局長	石田 敏則
水産課主任主査	成田 薫
水産事務所長	山迺邊 昭文
水産事務所主任主査	千代窪 孝志
水産海洋研究センター所長	水野 拓治
水産資源研究所長	山本 達也
海区事務局 主幹（総務担当）	八巻 正則
海区事務局 主幹（業務担当）	根本 芳春
〃 副主査	宗形 莉苗
〃 主事	熊田 洹樹
〃 主事	伊東 亮太
〃 主事	金子 正子

## 1 開会（13:30～）

事務局 (根本主幹)	それでは、定刻となりましたので、これより第22期第8回福島海区漁業調整委員会を開会いたします。
---------------	---

## 2 会長挨拶

事務局 (根本主幹)	それでは、会長より御挨拶をお願いいたします。
会長	<p>本日は、お忙しい中、第22期第8回福島海区漁業調整委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>当初は、相馬会場にお集まり頂いて開催する予定でしたが、新型コロナウイルスの感染が増加傾向にあることから、残念ながら今回も相馬、いわきの二つの会場での開催となりました。</p> <p>また、川邊委員、渡邊千夏子委員、宮下委員におかれましては、WEBで御参加頂いております。皆様には御協力いただきありがとうございました。</p> <p>さて、本日は、知事部局からの諮問2議題、協議1議題、報告事項1議題を予定しております。</p> <p>十分に御協議いただければと思います。よろしくお願ひします。</p>

## 3 出席状況報告

事務局 (根本主幹)	次に、委員の出席状況を御報告いたします。
	<p>本日は吉田数博委員を除く14名の全員の御出席をいただいております。このうち、相馬会場が6名、いわき会場が5名の御出席、また、川邊委員、渡邊千夏子委員、宮下委員におかれましては、インターネット上の御出席となっております。福島海区漁業調整委員会運営規程第3条第5項の規定における、会長が適当と認める情報通信機器を活用しての御参加となります。</p> <p>よって、漁業法第145条1項の規定に基づく定足数である過半数に達しており、委員会は成立することを御報告いたします。</p>

## 4 議事録署名人選出

事務局 (根本主幹)	議事に先立ち議事録署名人を選出いたします。
	福島海区漁業調整委員会運営規程第11条1項の規定に基づき、会長が指名することとなっております。
会長	では、会長、よろしくお願ひいたします。
両委員	それでは、議事録署名人には、狩野委員、平委員を指名いたします。

## 5 議題

事務局	これより、議事に入ります。
-----	---------------

(根本主幹)	議長につきましては、福島海区漁業調整委員会運営規程第3条第1項の規定に基づき、会長が務めることとなっております。会長、よろしくお願ひいたします。
--------	--

### (1) 議案

**議案第1号 沖合たこかご漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準を定める件（諮問・答申）**

**議案第2号 沖合たこかご漁業の許可の有効期限を短縮する件（諮問・答申）**

議長	<p>それでは、議案第1号「沖合たこかご漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準を定める件（諮問・答申）」、議案第2号「沖合たこかご漁業の許可の有効期間を短縮する件（諮問・答申）」を関連するものなので一括で議題とします。</p> <p>知事から諮問されておりますので、詳細については知事部局から説明をお願いします。</p>
石田課長	<p>議案第1号 沖合たこかご漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準を定める件と議案第2号 沖合たこかご漁業の許可の有効期間を短縮する件につきましては、関連する内容ですので、一括で御説明させていただきます。</p> <p>資料5ページをお開きください。</p> <p>沖合たこかご漁業の制限措置等につきましては、令和4年4月7日付け4生流第75号で、知事から貴委員会へ諮問しております。</p> <p>資料11ページをお開きください。</p> <p>沖合たこかご漁業の許可の有効期間の短縮につきましては、令和4年4月7日付け4生流第73号で、知事から貴委員会へ諮問しております。</p> <p>今回の諮問は、かご漁業のうち沖合たこかご漁業の許可について、現在の許可の有効期間が令和4年6月30日で満了することから、7月1日以降の許可をするにあたり、漁業法及び福島県漁業調整規則の規定に基づき知事が定める事項について、貴委員会の意見を求めるものです。</p> <p>内容の詳細につきましては、担当から説明させますので、御審議をよろしくお願ひいたします。</p>
議長	よろしくお願ひします。
成田主任 主査	<p>はい、議長。水産課 成田です。議案第1号、議案第2号の内容について御説明いたします。</p> <p>沖合たこかご漁業の許可につきましては、昨年4月の委員会で</p>

有効期間の短縮及び制限措置等について諮問を行い、貴委員会からの意見を踏まえ、現在、令和3年7月1日から令和4年6月30日までの許可を発給しております。

今般、許可期間の満了を迎えることから、令和4年7月1日以降の許可をするにあたり、漁業法及び福島県漁業調整規則の規定に基づき知事が定める事項について意見を求めるものです。

今回、意見を聴く事項は2点ございます。1点目は、許可の内容となる制限措置、許可の申請期間、許可の基準について、2点目は、許可の有効期間の短縮についてです。

資料9ページをお開きください。

始めに、沖合たこかご漁業の制限措置、申請すべき期間、許可の基準について御説明いたします。

資料9ページの下の表を御覧ください。漁業の許可をするにあたり、漁業法及び福島県漁業調整規則に基づき知事が定める事項を記載しております。

知事は、漁業の許可をするときは、制限措置として7つの項目、表に記載されている漁業種類、許可又は起業の認可をすべき船舶の数、船舶の総トン数、推進機関の馬力数、操業区域、漁業時期、漁業を営む者の資格について定めることとされております。

あわせて、許可又は起業の認可を申請すべき期間を定め、制限措置とともに公示することとされております。

さらに、表の項目の上から2つ目の許可等をすべき船舶の数を超える申請があった場合に、許可又は起業の認可をする者を決定するための基準を定めることとされております。

資料6ページをお開きください。

こちらは、県報に登載し公示する案でございますが、この順番に沿って具体的な内容を御説明いたします。

まず、第1の制限措置についてです。

1の漁業種類は、沖合たこかご漁業といたします。

次に2の許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は24隻といたします。

隻数の設定の理由につきまして、10ページをお開きください。

一番上（1）を御覧ください。

許可等をすべき船舶の数は、操業実態や資源状況を勘案して判断すべきものではありますが、本県においては、本格的な操業に

向け、操業の拡大を進めているところであること、また、そのような実態においては、資源状況が評価しにくい状況であることから、震災前の許可隻数を上限とし、漁業協同組合から操業希望があつた数を許可等をすべき船舶の数といたします。

今回、制限措置の内容検討にあたり、事前に漁協へ照会をした結果、操業希望の合計が24隻であったことから、この隻数で設定いたします。

資料6ページにお戻りください。

3の船舶の総トン数は、総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下とします。

4の推進機関の馬力数は、申請のあった推進機関の馬力数以下とします。

5の操業区域につきましては、下の表を御覧ください。

表の左側の漁業根拠地ごとに、表の右側の範囲を操業区域といたします。

富岡町と柏葉町との境界点正東の線を境に、いわき地区につきましてはそれより南側、相双地区につきましてはそれより北側の本県海面のうち、いずれも水深130メートルより深い海面といたします。

これは、取扱方針で定めている区域のとおりでございます。

次に、6ページの一番下、6の漁業時期につきましても取扱方針の定めのとおり、7月1日から同年8月13日までとします。

資料7ページを御覧ください。

7の漁業を営む者の資格については、住所要件に加え、関係漁業協同組合が締結する操業隻数等の操業協定に参加する者といたします。

理由につきましては、資料10ページをお開きください。

許可等をしない場合として、操業区域において関係漁協が操業隻数等の操業協定を締結しないとき、を取扱方針に定めています。

これは、漁場の競合や紛争を防止する観点から定めているものです。

これまで、申請を受理した後、審査の中で取り扱っていましたが、今回、許可の透明性を確保する観点から、制限措置としてあらかじめ公示して明らかにすることとしたものです。

資料7ページにお戻りください。

第2の許可又は起業の認可を申請すべき期間は、規則に基づきひと月の申請期間を設け、令和4年5月13日から同年6月13日までとしております。

第3の許可の有効期間は、次の議案で御説明いたします。

次の許可の基準について御説明いたします。

資料8ページをお開きください。

許可の基準は、許可又は起業の認可の申請数が、制限措置で定める許可等をすべき船舶の数を超えた場合、許可する者を決定するため定めるものです。

沿岸漁業の経営安定の観点から、現に沖合たこかご漁業の許可を受けている者を優先し、8ページに記載の順位に従って判断することといたします。

なお、資料6ページから7ページまでが公示する案でございますが、公示までの間に文書法規上の軽微な字句修正があった場合は、県に一任いただきたいと思います。

議案第1号の説明は以上です。

続いて、議案第2号 沖合たこかご漁業の許可の有効期間の短縮について御説明いたします。

資料12ページをお開きください。

今回の質問の概要です。

知事許可漁業の許可の有効期間は、福島県漁業調整規則第15条第1項において3年と定められておりますが、同条第2項の規定に基づき有効期間を1年に短縮したいと考えております。

同じページの4 短縮の理由を御覧ください。

許可の有効期間を短縮する理由ですが、対象としているタコ類やツブ類につきましては、底びき網でも漁獲され、資源を減少させる懸念が大きいため、対象資源の動向を踏まえた弾力的な許可の発給を行うため、1年に短縮するものです。

なお、短縮した場合の許可の有効期間は、資料12ページの中程、四角で囲われている部分のとおり、令和4年7月1日から令和5年6月30日までとなります。

資料7ページ（制限措置公示案）をお開きください。

先ほど議案第1号で御説明した、制限措置等の公示の案の第3を御覧ください。

許可の有効期間の短縮について、制限措置等とあわせて公示する予定です。

	説明は以上でございます。御審議よろしくお願ひいたします。
議長 川邊委員	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
	質疑というよりもちょっと状況を教えていただければと思ったのですけれども、10ページに許可等をすべき船舶の数ということで、どうして24隻に設定されたのかという説明があるのですけれども、今、漁獲量が震災前の約2割に止まっているということで、隻数は同じくらいで漁獲量は2割程度、そういう状況なのでしょうか？本題から外れる質問で申し訳ないのですけれども教えていただければと思います。
成田主任 主査	はい、水産課成田から説明します。隻数については、手元になく正確な数値を申し上げることができないのですけれども、少なくとも隻数でいうと、この2割という数字よりは多い数字。震災後も操業したいという漁船については、ほぼほぼ漁船の方は整えられているという状況でございます。操業の状況としては各地区の計画に基づきながら操業拡大に取り組まれているところでございます。以上です。
川邊委員	はい、ありがとうございました。
議長	そのほか何かございませんか。 他に質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議長	それでは、採決いたします。 はじめに、議案第1号、令和4年4月7日付けで知事から諮問がありました「沖合たこかご漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準を定める件」について、「異議なし」で答申することについて、賛成の委員の皆様の挙手をお願いします。
各委員	(挙手総員)
議長	相馬、いわき会場、また、WEBで御参加の川邊委員、渡邊委員、宮下委員についても確認しました。よって、全員賛成ですので、議案第1号について「異議なし」で答申することに決定されました。
議長	続きまして、議案第2号、令和4年4月7日付けで知事から諮問がありました「沖合たこかご漁業の許可の有効期間を短縮する件」について、「異議なし」で答申することについて、賛成の委員の皆様の挙手をお願いします。
各委員	(挙手総員)
議長	相馬、いわき会場、また、WEBで御参加の川邊委員、渡邊委員、宮下委員についても確認しました。よって、全員賛成ですので、議案第2号について「異議なし」で答申することに決定されました。

<b>議案第3号 かご漁業のうち沖合たこかご漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について（協議）</b>	
議長	<p>それでは、議案第3号 「かご漁業のうち沖合たこかご漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について（協議）」。</p> <p>を議題とします。</p> <p>知事から協議されておりますので、詳細については知事部局から説明をお願いします。</p>
石田課長	<p>議案第3号 かご漁業のうち沖合たこかご漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について御説明いたします。</p> <p>説明に先立ち、資料の修正がございます。</p> <p>資料14ページをお開きください。</p> <p>表の上部のタイトルに誤りがあり、正しくは、「かご漁業のうち沖合たこかご漁業の許可等に関する取扱方針 新旧対照表（案）」となります。修正をお願いするとともに、お詫び申し上げます。</p> <p>議案の説明に移ります。</p> <p>資料13ページをお開きください。令和4年4月7日付け4生流第77号で貴委員会へ協議しております。</p> <p>先ほど御説明いたしました、沖合たこかご漁業の制限措置に関連して取扱方針の改正を行うことから、貴委員会の意見を求めるものです。</p> <p>内容の詳細につきましては、担当から説明させますので、御審議をよろしくお願ひいたします。</p>
議長	よろしくお願ひします。
成田主任 主査	<p>はい、議長。水産課 成田です。議案第3号の内容について御説明いたします。</p> <p>資料20ページをお開きください。</p> <p>今回協議いたします、かご漁業のうち沖合たこかご漁業の許可等に関する取扱方針の改正の概要です。</p> <p>2 改正の概要の（1）を御覧ください。</p> <p>先ほど、議案第1号の中でも御説明しましたが、現在、取扱方針において、沖合たこかご漁業の許可等をしない場合として、操業区域における関係漁業協同組合が操業隻数等の操業協定を締結しない場合、及びこの協定の隻数を超える申請があった場合、を定めております。</p>

また、知事が特に認めるものとして、操業協定が締結されない場合でも、漁具や設備が揃っており、かつ、申請者相互の協定が締結されている場合は、許可する取扱いとしております。

今回、これらの操業協定に関する内容を、制限措置として公示するよう改め、漁業を営む者の資格として整理することから、取扱方針の該当する部分を改めるものです。

資料14ページをお開きください。取扱方針の新旧対照表の案です。

3つに分かれている表の一番左側が改正案、左から2番目の欄が現在の取扱方針の内容、一番右側が備考として改正理由を記載しております。

資料15ページをお開きください。

左から2番目の欄、中程より下の第5 許可等をしない場合を御覧ください。

こちらの(4)、(5)の規定、さらに下の、第6 特に知事が認める場合についてを削除いたします。

これらについては、資料15ページ、左側の欄の上段、こちらが制限措置に関する事項ですが、(6)漁業を営む者の資格として整理いたします。

なお、改正にあたり、文書法規上の軽微な字句修正があった場合は、県に一任いただきたいと思います。

説明は以上です。御審議よろしくお願ひいたします。

議長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議長	それでは、採決いたします。 はじめに、議案第3号、令和4年4月7日付けで知事から協議がありました「かご漁業のうち沖合たこかご漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について」賛成の委員の皆様の挙手をお願いします。
各委員	(挙手総員)
議長	相馬、いわき会場、また、WEBで御参加の川邊委員、渡邊委員、宮下委員についても確認しました。よって、全員賛成ですので、議案第3号について「異議なし」で回答することに決定されました

た。

## (2) 報告事項

### 第37回太平洋広域漁業調整委員会の結果について

議長	続きまして、報告事項「第37回太平洋広域漁業調整委員会の結果について」 事務局から説明願います。
事務局 (根本主幹)	報告事項第37回太平洋広域漁業調整委員会の結果について を御報告いたします。 資料は21ページからとなります。 本委員会は、都道府県をまたぐような広域の漁業について所 管する委員会でございます。福島海区からは鈴木委員が広域漁 業調整委員を担って頂いております。 資料の21ページを御覧ください。 第37回委員会は、令和4年3月8日にWEBで開催されました。 今回の議題としましては、太平洋クロマグロの遊漁に関する 委員会指示について、太平洋南部キンメダイに関する委員会指 示について、その他、国の資源管理関係の予算について説明が ありました。 本日は、皆様に關係の深い太平洋クロマグロの遊漁に関する 委員会指示について御説明いたします。 資料23ページを御覧ください。 遊漁者によるクロマグロの採捕については、令和3年6月か ら、30kg未満の小型魚は採捕禁止、30kg以上の大型魚は、 採捕報告が義務化されましたが、大型魚の採捕が想定を上回った ことから、令和3年8月21日から採捕が禁止されておりまし た。 今回の委員会指示では、30kg未満の小型魚については、昨 年同様に採捕禁止。30kg以上の大型魚については、報告の義 務は同様ですが、1人1日当たり保持できる尾数が1尾まで、そ れ以外は再放流することが決まりました。また、毎月の採捕量の 上限が決められ、上限に近づいたらその月は採捕できなくなりま す。また、日本全体で、年間40トンまでと決まりました。なお、 今回の指示期間は令和4年6月1日～令和5年3月31日まで となります。

	以上で御説明を終わりますが、その他の議題について資料等の御要望がありましたら、後ほど事務局までお申し付け願います。
議長	ただ今の説明に対して、御質疑はありますか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、ただ今の報告につきましては、御承知願います。

## 6 閉会

議長	これで予定された議題については終了しました。これをもちまして、第22期第8回福島海区漁業調整委員会を閉会いたします。 皆さま、お疲れ様でした。
----	--

令和4年4月19日

以上、議事録と相違ないことを証するため署名・押印しました。

会長 : 今野 智光 

議事録署名人 : 猪野一男 

議事録署名人 : 幸一 